

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川県内場池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）打田支線地区）を行うことについて平成29年10月31日適当と決定した。

その関係書類を綾川町経済課において平成29年11月14日から同年12月4日まで縦覧に供する。

平成29年11月10日

香川県知事 浜 田 恵 造